

第5章 避難管理

1 本章は、防火対象物についての避難管理上の遵守事項として、劇場等、キャバレー等、飲食店及び百貨店等の避難通路の保有その他客席の構造、ディスコ等及び個室型店舗の避難管理、劇場等の定員管理、政令別表第1に掲げる防火対象物の避難施設の管理等について規定したものである。

2 劇場、公会堂、キャバレー、百貨店等の入場者は、たまたまその場所に集合した人々で、いわゆる群衆であることから、火災、地震その他の災害が起こった場合には異常な混乱状態に陥り、先を争って出入口に殺到し、多くの人命を損傷する例が多い。

したがって、この種の防火対象物に対しては、建基法等において構造規制がなされ、消防法においても防火管理や消防用設備等の規制がある。しかし、これらの規制のみによって、有効な避難管理を実施することは困難であり、むしろその前提要件として、入場者の過度の密集を避け、客席内に十分な避難通路を保有することがまず必要である。

3 本章における規制の内容は、劇場等、キャバレー等、飲食店及び百貨店等の防火対象物について、その客席、売場又は展示部分に一定の基準により避難通路を保有させるとともに、政令別表第1に掲げる全ての防火対象物に設ける避難上の施設の適正な管理について規定している。

また、照明、音響等から避難管理を徹底する必要があるディスコ等や個室型店舗の円滑な避難のために講じるべき措置について規定している。

さらに、これらの防火対象物のうち最も火災危険度の高い劇場等については、定員を超えて観客を入場させないようにすることにより、観客の過度密集の防止を図っている。ただし、立見席及び大入場については、実際上、当該部分の内部における観客の移動を制約することは困難であるから、全体の収容人員のみを規制している。

(劇場等の客席)

第35条 劇場等の屋内の客席は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) いすは、床に固定すること。
- (2) いす背(いす背のない場合にあっては、いす背に相当するいすの部分。以下本条及び次条において同じ。)の間隔は、80センチメートル以上とし、いす席の間隔(前席の最後部と後席の最前部の間の水平距離をいう。以下この条において同じ。)は、35センチメートル以上とし、座席の幅は、42センチメートル以上とすること。
- (3) 立見席の位置は、客席の後方とし、その奥行は、2.4メートル以下とすること。
- (4) 客席(最下階にあるものを除く。)の最前部及び立見席を設ける部分とその他の部分との間には、高さ75センチメートル以上の手すりを設けること。
- (5) 客席の避難通路は、次によること。
 - ア いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす席の基準席数(8席にいす席の間隔が35センチメートルを超える1センチメートルごとに1席を加えた席数(20席を超える場合にあっては、20席とする。)をいう。以下この条において同じ。)以下ごとに、その両側に縦通路を保有すること。ただし、基準席数に2分の1を乗じて得た席数(1席未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。)以下ごとに縦通路を保有する場合にあっては、片側のみとすることができる。
 - イ アの縦通路の幅は、当該通路のうち避難の際に通過すると想定される人数が最大となる地点での当該通過人数に0.6センチメートルを乗じて得た幅員(以下「算定幅員」という。)以上とすること。ただし、当該通路の幅は、80センチメートル(片側のみがいす席に接する縦通路にあっては、60センチメートル)未満としてはならない。
 - ウ いす席を設ける客席の部分には、縦に並んだいす席20席以下ごと及び当該客席の部分の最前部に算定幅員以上の幅員を有する横通路を保有すること。ただし、当該通路の幅は、1メートル未満としてはならない。
 - エ ます席を設ける客席の部分には、ます席2ます以下ごとに幅40センチメートル以上の縦通路又は横通路のいずれかを保有すること。
- (6) 前号の通路は、いずれも客席の避難口(出入口を含む。以下同じ。)に直通させること。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、劇場等(第23条第1項参照)の屋内の客席に関し、避難管理上必要ないすの固定化、いす背の間隔及び座席の幅、立見席の位置及び奥行、手すりの設置並びに避難通路の保有について規定したものである。
- 2 本条及び次条において「客席」とは、劇場、映画館、演芸場などについては、入口ホール、事務室、映写室、売店、廊下、階段、便所、舞台部(舞台、楽屋、大道具室、小道具室)等を除いた催物観覧用の部分をいい、集会場又は公会堂については、集会室がこれに該当する。

また、座席のみならず客室内通路もまた客席の一部分にほかならない。

3 客席に設けるいすは、観客の避難に際して転倒し、避難通路の効用を著しく阻害するばかりでなく、予想外の混乱を招いた例が多いので、本条第1号は、いすを床に固定することを原則とした。

4 第2号の規定は、いす背の間隔を80センチメートル以上、かつ、座席の幅は42センチメートル以上（条例例及び県建築条例では40センチメートル以上であり、異なる。図25参照）であることを定め、前席の最後部と後席の最前部の間の水平距離となる「いす席の間隔」は35センチメートル以上とし、自動的に座が跳ね上がる方式のものにあっては跳ね上げた状態で、座の跳ね上がらないものは跳ね上がらない状態で水平距離を測定する（図26参照）。

また、「座席の幅」は入場者1人当たりの占有幅を指し、一のいすの幅をいうものではない。

したがって、長いいすの場合、その幅が例えば2メートルである場合は、一のいす席に5人以上の入場者を着席させることはできないし、第5号アの規定との関係上、例えば幅4メートルの長いいすを使用しても8人を超えて入場者を着席させることはできない。

図25 いす席の寸法

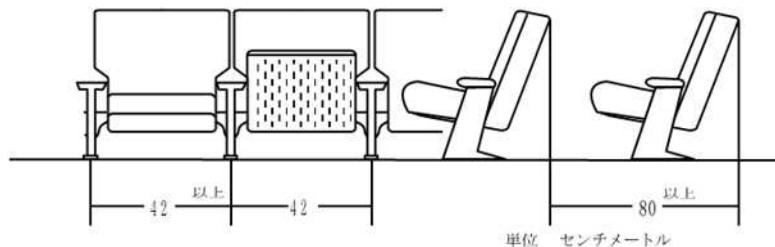
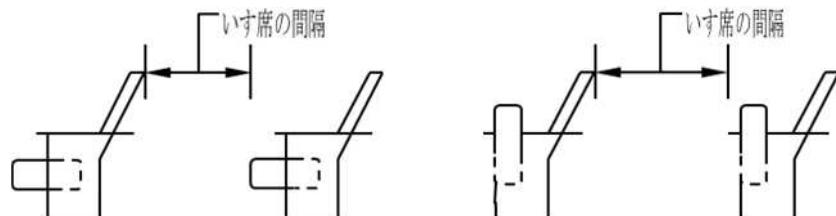


図26 いす席の間隔

跳ね上がらない方式

跳ね上げ方式



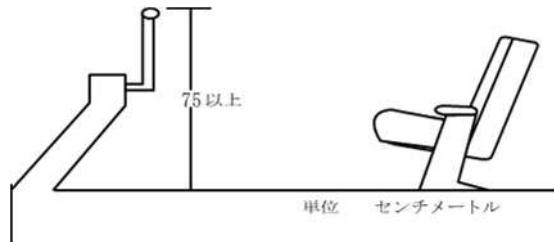
5 第3号の規定は立見席（いわゆる待見席を含む。）についての規定である。立見席は、他の客席部分に比して入場者の密集度が最も高く（第39条の定員の算定参照）、この設置を無制限に認めることは、一旦災害が発生した場合に避難に支障をきたすおそれがあり。そこで、その位置は最も避難が容易な後方に限り、かつ、その奥行を2.4メートル以下としたものである。

したがって、例え通路の幅が第5号で定める幅員以上であっても観客の越境により、避難通路の効用を妨げるおそれがあるので、側方に設けるものは認められない。

6 第4号の規定は、客席の最前部（最下階にあるものを除く。）に避難の際の混乱によって、入場者が階下に墜落することを防止し、また、立見席と立見席でない部分の境には群衆の流れを止めるための高さ75センチメートル以上の手すりを設けなければならない。

「最下階」とは劇場等が一の建築物の2階以上の階の部分にある場合においては、当該部分における最下階と解すべきである。一般的には最下階が主階となっている場合が多い。

図27 落下防止の手すり（十分なけ込みがあることが望ましい）



7 第5号アの「横に並んだいす席」等の表現における横又は縦とは、いずれも舞台等に面して横又は縦を指す。

「いす席の基準席数」とは、いす席の間隔を広くとることに比例して、横に並んだ席数を8席から最大20席まで増やすことができる。

8 イの各通路の算定幅員の算定の基礎となる「通過人数」については、座席配列、出入口の位置、階段の位置等により定まることとなるが、避難を計画する際には、基本的に座席の中央から両側の通路に均等に避難することとして計画されることが望ましい。（通過人数の算定例参照。）

9 通路の幅員については、算定幅員又は最低幅員（片側のみにいす席がある場合の縦通路は60センチメートル、それ以外の縦通路は80センチメートル、横通路は1メートル）のうち、大きい方を用いることとなるが、通路のどの部分でも各通路に定まる幅員を下回る幅員としてはならない。

10 ウに規定する「最前部に算定幅員以上の幅員を有する横通路」とは、最下階のみに設ければよく、2階以上の最前部には設けなくても良い（最下階がいす席でない場合であっても同様に運用すること。）。

11 第6号の「避難口」とは、避難に際して使用される出入口をいう。

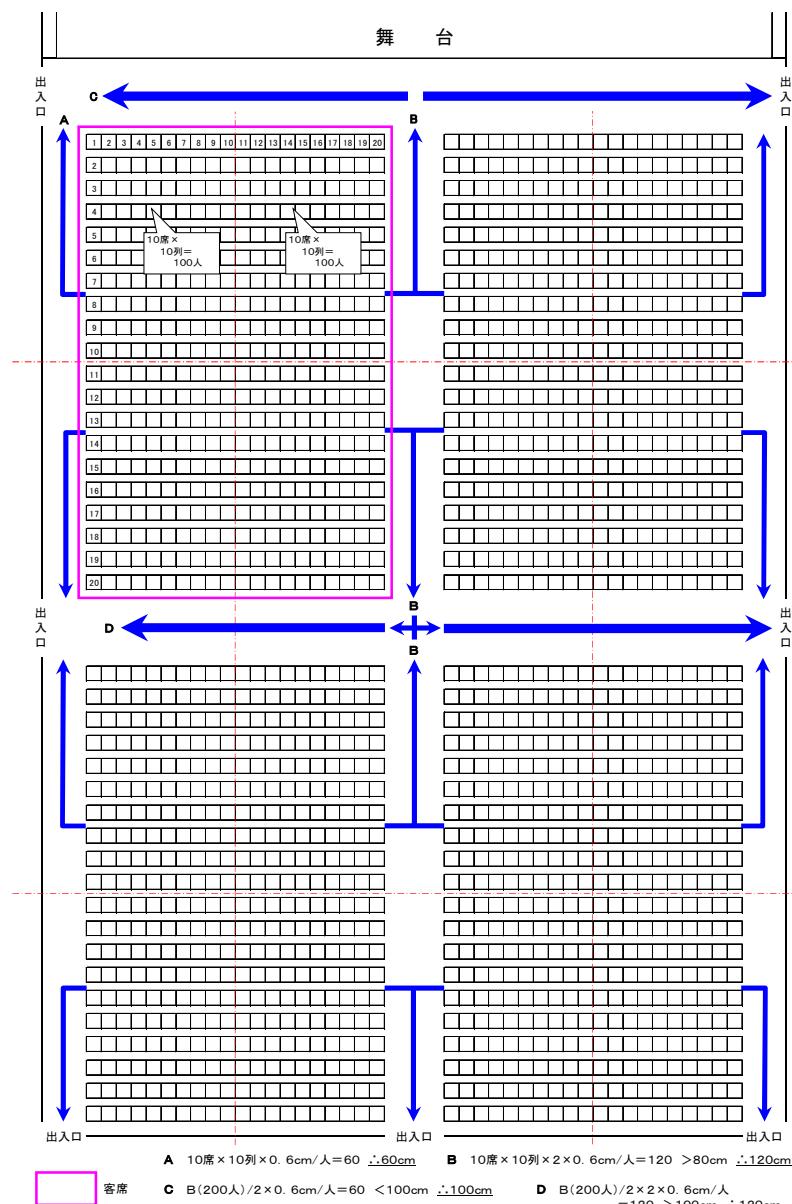
「（出入口を含む。）」としたのは、火災その他の災害が起こった場合にのみ使用され、通常の出入りには使用しないいわゆる非常口のみならず、一般の出入口も避難に際して使用される限り含めようとする趣旨である。

「直通」とは、「直通階段」等の用例に見られるごとく「直接的に通じる」というほどの意味で

あって、「直線的に通じる」ことを要求したものではない。すなわち、避難通路が直線をなし、その一端に避難口が存することは避難計算及び歩行距離が適切であれば、必ずしも必要ではない。

12 劇場等の屋内に車イスの観覧スペースを設置する場合は、先に述べた高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令、高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則等を踏まえ、車椅子使用者客席の同伴者席の固定に係る取扱いについて、第36条の2の規定に基づく特例を適用することができる場合がある。

[通過人数の算定例]



第36条 劇場等の屋外の客席は、次に定めるところによらなければならない。

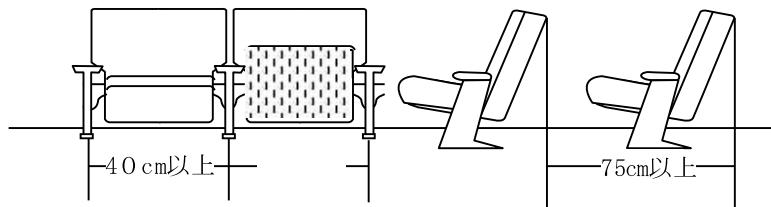
- (1) いすは、床に固定すること。
- (2) いす背の間隔は、75センチメートル以上とし、座席の幅は、40センチメートル以上とすること。ただし、いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあっては、いす背の間隔を70センチメートル以上とすることができる。
- (3) 立見席には、奥行3メートル以下ごとに、高さ1.1メートル以上の手すりを設けること。
- (4) 客席の避難通路は、次に定めるところによらなければならない。
 - ア いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす席10席（いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあっては、20席）以下ごとに、その両側に幅80センチメートル以上の通路を保有すること。ただし、5席（いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあっては、10席）以下ごとに通路を保有する場合にあっては、片側のみとすることができる。
 - イ いす席を設ける客席の部分には、幅1メートル以上の通路を、各座席から歩行距離15メートル以下でそのいずれかに達し、かつ、歩行距離40メートル以下で避難口に達するように保有すること。
 - ウ ます席を設ける客席の部分には、幅50センチメートル以上の通路を、各ますがそのいずれかに接するように保有すること。
 - エ ます席を設ける客席の部分には、幅1メートル以上の通路を、各ますから歩行距離10メートル以内でそのいずれかに達するように保有すること。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、劇場等の屋外の客席に関し避難管理上の必要ないすの固定化、いす背の間隔及び座席の幅、立見席における手すりの設置及び避難通路の保有について規定したものである。
- 2 屋外の客席（陸上競技場、屋外球技場、オートレース場等）は、屋内の客席に比して、火災により生じる火煙が充満する度合いは少なく、かつ、場外又はスポーツ等を行う大空間への避難も比較的容易であり、また、観客の心理的動搖の度合いも少ないので通常であるので、総体的に避難管理がより容易であるということができる。
この点に着目して本条による劇場等の屋外の客席に対する規制は、前条の基準を若干緩和した形となっている。
- 3 「屋外の客席」とは、客席がスタンドのみのものと、スタンドに屋根を設け、一面以上が開放されている構造のものも屋外の客席として扱う。また、スタンドがなく芝生をスロープ化して使用する席も含まれる。

- 4 第2号に規定する座席の幅は40センチメートル以上とされ屋内の客席と異なる(図28参照)また、いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合とは、背もたれのない長いすのようなものをいい、いす背の間隔を70センチメートル以上とすることができます。

図28 いす席の寸法

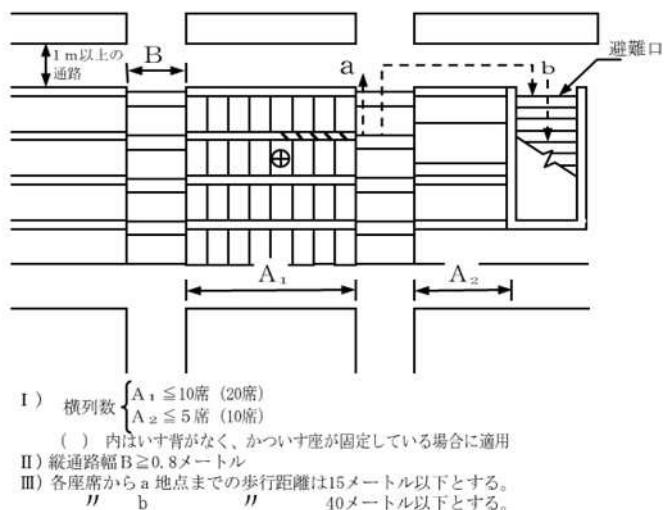


ただし、いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあってはいす背の間隔を70センチメートル以上にすることができる。

- 5 第3号は、屋外の客席については、屋内の客席の場合と異なり、立見席の位置又は規模に関する規制はなされていないので、その一部分に過大な観客の密集を避けるために奥行3メートル以下ごとに1.1メートル以上の手すりを設けることを規定している。

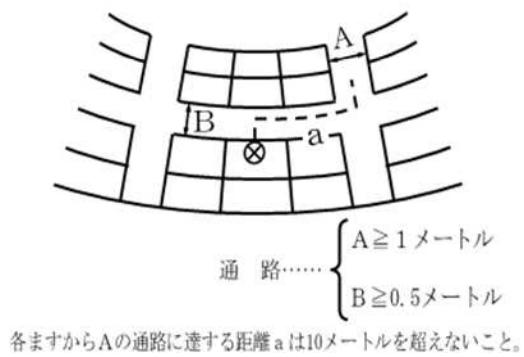
- 6 第4号アの通路は、屋内の客席における縦通路に、同号イの通路は屋内の客席における横通路にそれぞれ相当するものであるが、イの通路の方向は舞台等に面し横方向であることを要しない。また、歩行距離40メートルの起算点は各座席であって、各座席から当該通路に達した地点ではない(図29参照)。

図29 いす席の通路



7 第4号アヒイの通路（いす席の場合）及びウヒエの通路（ます席の場合。図30参照）は、そ
れぞれ双方の要件を満足する限り、共用しても差し支えない。

図30 ます席の通路



(基準の特例)

第36条の2 前2条の規定の全部又は一部は、消防署長が劇場等の位置、収容人員、使用形態、避難口その他の避難施設の配置等により入場者の避難上支障がないと認めるときにおいては、適用しない。

【解釈及び運用】

- 1 劇場等の客席に関する規定は、災害が発生した場合において、観客の避難に支障をきたさぬよう規定されたものであるが、近年、防火対象物の大規模化、高層化、複雑多様化に伴い、様々な形態の劇場等の建築が見込まれるため、本条において基準の特例を設け、多種多様な劇場等の客席形態に対応できるものとしている。
- 2 本条の基準の特例は、消防署長が次のような劇場等の位置、収容人員、使用形態（催物の内容、観客席等）、避難口その他の避難施設の配置等から総合的に判断し、避難上支障がなく安全性が十分確保されている場合には認めて差し支えないこととしている。
また、県建築基準条例第46条に同様の規定があるので注意を要する。
 - (1) 位置 当該劇場等の周囲に十分に広い空地等がある場合等
 - (2) 収容人員 第39条の規定による定員が少ないことのほかに、当該劇場等の入場者の密集度を考慮
 - (3) 使用形態 いすの移動を要するような用途にも使用する場合等
 - (4) 避難口その他の避難施設の配置等 避難口、老化、階段、避難通路等が法令の規定以上に十分に整備されている場合等であるほか、警備員の配置等の状況

(キャバレー等の避難通路)

第37条 キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの（以下「キャバレー等」という。）及び飲食店の階のうち当該階における客席の床面積が150平方メートル以上の階の客席には、有効幅員1.6メートル（飲食店にあっては、1.2メートル）以上の避難通路を、客席の各部分からいす席、テーブル席又はボックス席7個以上を通過しないで、そのいずれかに達するように保有しなければならない。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、キャバレー等及び飲食店の客席における避難通路の保有について規定したものである。
- 2 キャバレー等及び飲食店における座席は、その業務の実態上、一般に劇場等におけるそれと異なり、列を成した整然たる配置を要求することは困難であるから、避難に際し、有効な避難通路に至るまでに入場者が通過する他の座席の数のみを基準として、避難通路を保有すべきものとしたものである。
- 3 「客席の床面積が150平方メートル」とは、その階における客席の床面積の合計ではなく、各店舗ごとに判断すること。
また「7個」とは、いす席、テーブル席又はボックス席のいずれの場合においても7組（自席を含まない。）の座席の意味である。
- 4 「有効幅員」とは、避難に際し有効に使用できる部分の幅をいい、床面における幅が1.6メートル（1.2メートル）以上であっても、その上方に障害物が突出しているような場合には、当該突出部分の幅は有効幅員に含まれない。

(ディスコ等の避難管理)

第37条の2 ディスコ、ライブハウスその他これらに類するもの（以下「ディスコ等」という。）の関係者は、非常時において、速やかに特殊照明及び音響を停止するとともに、避難上有効な明るさを保つことができるよう必要な措置を講じなければならない。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、多数の客が密集状態になりやすく、特殊な照明設備を用い、大音響で演奏を行う等の状況下において営業しているディスコ等の店舗等における避難管理を徹底する必要があることから、このような営業形態の店舗等においては、非常時に客への情報伝達、避難誘導等を円滑に行うことが出来るようにするため、特殊照明、演奏等を停止する等の避難上有効な措置を構じるべきことを定めたものである。
- 2 「ディスコ、ライブハウスその他これらに類するもの」とは、ディスコ又はライブハウスと類似していると認められるもので、演出効果を高めるためのストロボ照明やオーロラマシン等の特殊照明、大音響装置等の音響効果等により火災発生時に避難上支障があると認められる店舗等をいう。
- 3 本条はディスコ等において自動火災報知設備が発報した場合、火災等を覚知した場合などの非常時においては、特殊照明や音楽の演奏等を停止するとともに避難上有効な明るさを保ち、適切な情報伝達、避難誘導等を行うことが出来るようにするための措置をとるべきことを規定している。
なお、ディスコ等においては、店内の特殊照明効果等のために、誘導灯の視認障害や避難施設の識別不能が生じ、そのために避難方向の特定ができなくなるおそれがあることから、これらの施設の関係者に対し、避難口、避難通路等の避難施設を常に容易に識別できるように保持しておくよう特に留意すべきことについて併せて指導すること。
- 4 本条は、第42条によって、他の防火対象物を一時的にディスコ等の用途に供する場合についても準用される。
- 5 本条と第37条は選択的適用関係となるものではなく、本条の適用を受ける店舗等であって第37条の「キャバレー、咖啡、ナイトクラブその他これらに類するもの及び飲食店」にも該当する場合には、同条の規定が併せて適用される。

(個室型店舗の避難管理)

第37条の3 政令別表第1(2)項ニ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物(同表(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物にあっては、同表(2)項ニに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。)その他これらに類するもの(以下「個室型店舗」という。)の関係者は、当該個室型店舗に存する遊興のための設備又は物品を客に利用させる役務の用に供する個室(これに類する施設を含む。)、事務室その他の居室の避難口に設ける外開きの戸のうち避難通路に面するものにあっては、開放した場合において自動的に閉鎖する構造のものとし、避難上有効に管理しなければならない。ただし、当該避難通路において十分な有効幅員が確保されている等当該戸の開放により避難上支障が生じないと消防署長が認めるものにあっては、この限りでない。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、個室型店舗の避難通路における避難障害及び避難口等の視認障害を防止し、利用者が安全に避難することができるよう、避難通路に面する個室の外開き戸については、開放した場合において自動的に閉鎖するものとし、避難上有効に管理することを義務付けたものである。
- 2 本条の適用を受ける個室型店舗には次のものが該当する。
 - ・ カラオケボックス
 - ・ 個室(これに類する施設を含む。)においてインターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗(インターネットカフェ、漫画喫茶)
 - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業を営む店舗(テレフォンクラブ)
 - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号)第2条第1号に規定する興行場(客の性的好奇心をそそるための衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供するものに限る。)(個室ビデオ)
 - ・ その他これらに類するものこれらのほか、営業形態、サービスの内容等の要件を総合的に判断して、類似すると考えられるものについては、これらと同様に扱うべきと判断するもの
- 3 「(これに類する施設を含む。)」とは、政令別表第1(2)項ニ中の括弧書と同義であり、壁等により完全に区画された部分だけではなく、間仕切り(簡易なパーテーション)等による個室に準じた閉鎖的なスペース等の個室相当とみなされる様々な形態の施設を想定している。
- 4 「居室」とは、第29条の3第1項第1号の規定により、建基法第2条第4号に規定する居室をいい、当該個室型店舗に存する遊興のための設備又は物品を客に利用させる役務の用に供する個室(これに類する施設を含む。)のほか、客が直接利用しない事務室その他の居室であっても避難通路に面するものについては本条の適用の対象となる。

5 ただし書における「当該戸の開放により避難上支障が生じないと消防署長が認めるもの」にあっては、次のいずれかにより判断することとしている。

- (1) 戸が180度開放できるなど当該戸が壁と平行の状態となる構造等により、当該避難通路の有効幅員を狭めないような構造であり、避難上有効に管理されていること。(図31参照)
- (2) 当該避難通路の有効幅員が広く、戸の開放をした場合においても避難上有効な幅員が確保され、避難上支障が生じないものであること。(図32参照) この場合、片側に個室がある場合の外開き戸と避難通路の内壁との有効幅員、又両側に個室がある場合の外開き戸相互の有効幅員は、それぞれ概ね60センチメートル以上確保できること。

図31 狹めない構造のもの

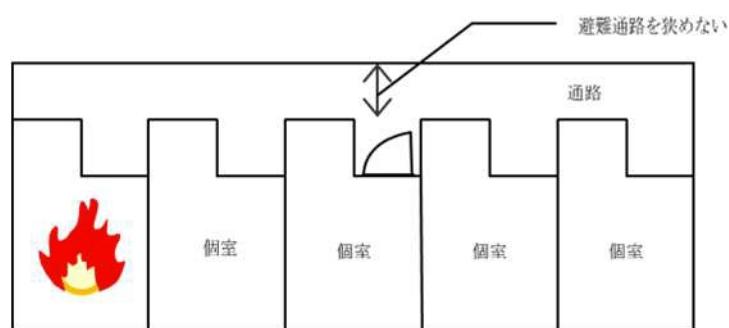
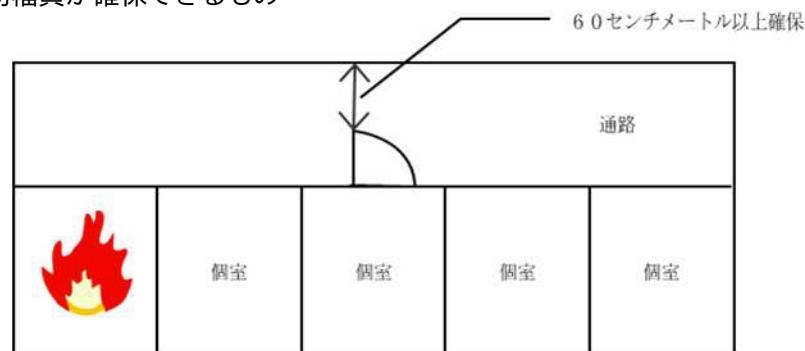


図32 有効幅員が確保できるもの



6 本条は、第42条によって他の防火対象物を一時的に個室型店舗の用途に供する場合についても準用される。

(百貨店等の避難通路等)

- 第38条** 百貨店等の階のうち当該階における売場又は展示場の床面積が150平方メートル以上の階の売場又は展示場には、屋外へ通じる避難口又は階段に直通する幅1.2メートル(売場又は展示場の床面積300平方メートル以上のものにあっては、1.6メートル)以上の主要避難通路を1以上保有しなければならない。
- 2 百貨店等の階のうち当該階における売場又は展示場の床面積が600平方メートル以上の売場又は展示場には、前項の主要避難通路のほか、有効幅員1.2メートル以上の補助避難通路を保有しなければならない。
- 3 百貨店等に避難の用に供することができる屋上広場を設けた場合は、当該広場を避難上有効に維持しなければならない。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場(第23条第1項参照)の売場又は展示場の階における避難通路の保有について及び屋上広場を一時避難場所として確保することを規定したものである。
- 「売場又は展示場」とは、販売のための商品を陳列してある部分及び製品見本その他物品を観覧の用に供するため陳列している場所であって、事務室、荷捌室、商品倉庫並びに従業員休憩所及び従業員食堂等の来客の集合しない部分は、本条の適用はない。
- 2 「屋外へ通じる避難口又は階段に直通する」とは、避難階に設ける主要避難通路にあっては屋外への避難口に通じ、避難階以外の階にあっては下階(地階の場合は上階)に通じる階段に直通(第35条の【解釈及び運用】11参照)しているとの意味である。
- 3 第1項の主要避難通路は、色別等により他の部分と区分させ、明確にすることにより保持させることが重要である。
- 4 第3項の「屋上広場」とは、建基令第126条第2項で「建築物の5階以上の階を百貨店の売場の用途に供する場合においては、避難の用に供することができる屋上広場を設けなければならない。」と、また、同条第1項で「屋上広場には高さ1.1メートル以上の手すり壁、さく又は金網を設けなければならない。」とされており、建基法上で設置義務が生じるもの(百貨店以外の用途については任意)であり、条例では避難上有効に維持しなければならない旨を規定している。

*屋上広場の面積～建築面積の2分の1とされている。(建築行政の指導基準)

(劇場等の定員)

第39条 劇場等の関係者は、次に定めるところにより、収容人員の適正化に努めなければならない。

- (1) 客席の部分ごとに次のアからウまでによって算定した数の合計数(以下「定員」という。)をこえて客を入場させないこと。
- ア 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いいす式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を40センチメートルで除して得た数(1未満のはしたの数は、切り捨てるものとする。)とする。
- イ 立見席を設ける部分については、当該部分の床面積を0.2平方メートルで除して得た数
- ウ その他の部分については、当該部分の床面積を0.5平方メートルで除して得た数
- (2) 客席内の避難通路に客を収容しないこと。
- (3) 1のます席には、屋内の客席にあっては7人以上、屋外の客席にあっては10人以上の客を収容しないこと。
- (4) 出入口その他公衆の見やすい場所には、当該劇場等の定員を記載した表示板を設けるとともに、入場した客の数が定員に達したときは、直ちに満員札を掲げること。

【解釈及び運用】

1 本条は、いわゆる定員管理に関する規定であって、劇場等について、その実態に応じた定員算定方法を定め、関係者に対し、定員外の客の入場禁止及び避難経路の確保並びに定員表示板及び満員札の掲示を命じるとともに、避難通路への客の収容の禁止及び個々のます席の最大収容人員について規定したものである。

2 ここで問題となるのは、第1号の規定による定員が入場者1人当たりの占有部分、避難通路の数及び幅員等によって定まる客席の各部分の収容許容人員の合計数を超える場合である。

第一に、第36条の2の基準の特例による移動式のいす席を設ける部分については、第1号ウの規定によるが、当該部分の具体的な収容許容人員は、いす背間の間隔及び幅員(第35条第2号又は第36条第2号及び第35条第5号又は第36条第4号の規定による。)によって定まり、両者は必ずしも一致しない。

第二に、ます席を設ける客席の部分については、一のます席の収容許容人員は、第3号の規定により、6人(又は9人)以下であるから、当該部分の具体的な収容人員は、個々のます席の面積の大小(並びに避難通路の配置及び幅員)によって定まり、この数と第1号ウに掲げる数とは必ずしも一致しない。

このような場合における劇場等の定員は、第1号の規定に係わらず各部分の具体的な収容許容人員の合計数を超えて客を入場させることはできない(いずれか少ない数による。)ものと解する。けだし、移動式のいす席を設ける部分又はます席を設ける部分のみによりなる客席については、当該超える数の入場者を収容する部分がなく(第2号参照)、これらの部分と他の部分とが混在す

る客席については、当該超える数の入場者の流入によって他の部分（固定式のいす席を設ける部分については生じないが）の入場者の密度が第1号において予想した適正な密度を超える結果となるからである。

3 「その他の部分」とは、移動式のいす席を設ける部分、ます席を設ける部分、大入場（多くの客を入れて見せる。）を設ける部分などの固定式のいす席を設ける部分及び立見席を設ける部分以外の客席の部分をいう。

通称ボックス席、ゴンドラシートといわれている部分についても第1号アからウまでに基づいて算出する。

4 客席内の通路は、全て第2号の避難通路に該当し、第35条から36条の2までに定める避難通路の基準を上回る部分についても客を収容することはできない。（立見席、待見席、補助いす席等に使用することはできない。）

5 第4号は、定員札及び満員札を掲出することである。

定員表示板に表示する数は、2で述べたいずれか少ない数を記載すべきである。

また、関係者がこの条例の規定により算出される定員を下回る数を定員と定め、これを表示することを妨げない。

なお、劇場等の使用形態又は客席の構造が種々異なるものの定員表示板は、各々のものを設けること。

6 定員札及び満員札は、「その他公衆の見やすい場所」（入場券発売窓口、ロビー中央壁部分、入口の外壁等）に提出しなければならない。

また、規模の大きい競技場、野球場等は、出入口も多く、客席別入場券発売窓口も多い場合があるので、その形態、規模に応じ、公衆の見やすい場所に掲出しなければならない。

(避難施設の管理)

<p>第40条 政令別表第1に掲げる防火対象物の避難口、廊下、階段、避難通路その他避難のために使用する施設は、次に定めるところにより、避難上有効に管理しなければならない。</p> <p>(1) 避難のために使用する施設の床面は、避難に際し、つまずき、滑り等を生じないように常に維持すること。</p> <p>(2) 避難口に設ける戸は、外開きとし、開放した場合において廊下、階段等の有効幅員を狭めないような構造とすること。ただし、劇場等以外の政令別表第1に掲げる防火対象物について避難上支障がないと認められる場合においては、内開き以外の戸とすることができます。</p> <p>(3) 前号の戸は、当該防火対象物の公開時間中又は従業時間中は施錠してはならない。ただし、非常に自動的に解錠できる機能を有する施錠装置又は屋内からかぎ等を用いることなく容易に解錠できる構造の施錠装置で施錠する場合にあっては、この限りでない。</p> <p>2 旅館、ホテル又は宿泊所には、宿泊室の見やすい場所に、当該宿泊室から屋外へ通じる避難経路を明示した避難経路図を掲げなければならない。</p>

【解釈及び運用】

- 1 本条は、政令別表第1に掲げる防火対象物の避難のために使用する施設の管理に関し、床面の適正な維持、戸の管理及び避難経路図の掲出について規定したものである。
- 2 廊下、階段、出入口等については、主として建基法関係にその設置についての技術上の基準が定められており、特に建基令第5章第2節には、特殊建築物等に設ける廊下、階段、出入口の設置個数、配置方法、幅の合計、構造等に関する具体的な定めが設けられているため、本条については、その維持についてのみ規定したものである。
- 3 第1項第1号の規定は、床板等に破損等を生じた場合には、速やかに修理すべきこと。
また、凸凹などないようにすること、床面にすべり止め（例えばノンスリップ）の措置を講じること等を定めている。
- 4 第1項第2号の規定は、政令別表第1に掲げる防火対象物の避難口に設ける戸一般につき、外開きを原則としたものである。
この場合、劇場等については、ただし書の適用はない。（建基令第118条で「劇場等の客席からの出入口の戸は、内開きとしてはならない」、また、同令第125条第2項で「劇場等の客用に供する屋外への出口の戸は、内開きとしてはならない」とされ、統一を図っている。）
- 5 「避難口」とは、廊下、階段等に直接出入りする開口部をいい、「廊下、階段等の有効幅員を狭めないような構造」とは、戸が180度に開放し、壁と平行となる構造をいう。
また、避難の方向を妨げないようなものとすることは、当然である。

6 「内開き以外の戸」とは、外開き戸の外には、引き違い戸、片引き戸、押し上げ戸、回転戸、スwingドア等が考えられる。

7 第1項第3号の「自動的に解錠できる機能を有する施錠装置」とは、自動火災報知設備等と連動して自動的に解錠される構造をいい、「かぎ等を用いることなく」とは、かぎ、IDカード、暗証番号等を用いることなく容易に解錠できる構造のものとする。

また、施錠装置については建基令において次のように規定されている。

『第125条の2 (抄)

次の・・・出口に設ける戸の施錠装置は、・・・屋内からかぎを用いることなく解錠でき・・・、かつ、・・・見やすい場所にその解錠方法を表示しなければならない。

- (1) 屋外に設ける避難階段に屋内から通じる出口
- (2) 避難階段から屋外に通じる出口
- (3) 前二号に掲げる出口のうち、維持管理上、常時施錠状態にある出口で、火災その他
の非常の場合に避難の用に供すべきもの

2 ・・・施錠装置の構造及び解錠方法の表示の基準は、建設大臣が定める。』

8 第2項の規定は、旅館、ホテル等の宿泊室における避難経路図の掲出義務の根拠規定を設けたものである。

「見やすい場所」とは、宿泊室において見ることが可能な場所をいい、一般的には、客室のドアが多い。

また、記載事項は、予防規則第13条において各階の平面図に次の事項を記載することとしており、大きさ、材質等については、規定していないが一般的に識別できるものとしなければならない。

- 「(1) 避難施設並びに避難器具及び消火設備の設置位置
(2) 避難経路(容易に判別できる色調の矢印で示したもの)」

なお、避難経路図の掲出を義務付けられる対象は、旅館、ホテル又は宿泊所の就寝用途の宿泊室の部分である。

(防火設備の管理)

第41条 政令別表第1に掲げる防火対象物の防火設備（建築基準法第2条第9号の2に規定する防火設備をいう。以下同じ。）については、防火区画の防火設備に近接して延焼の媒介となる可燃物が置かれないよう防火上有効に管理しなければならない。

【解釈及び運用】

1 本条は、政令別表第1に掲げる防火対象物に設ける防火設備の維持管理の基準を明らかにしたものである。

条例上は防火設備となっているが、本条の趣旨から考えると、防火設備のうち遮熱力のあるドレンチャー設備等は該当せず、あくまでも金属製の防火戸に対する規制（第3条第3項と同様である。）である。

2 一般に使用されている防火設備の防火戸は鋼製であるため、輻射熱により付近にある可燃物を燃焼させ延焼を促進することから、概ね15センチメートル以上は離しておく必要がある。

(準用)

第42条 第35条から第36条の2まで及び第37条の2から前条までの規定は、体育館、講堂その他の防火対象物を一時的に劇場等、ディスコ等、個室型店舗若しくは展示場又は物品販売の用途に供する場合について準用する。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、体育館、講堂その他本来は他の用途に使用される防火対象物を、一時的に劇場等、ディスコ等、個室型店舗若しくは展示場又は物品販売の用途（以下「劇場等」という。）に使用する場合においても、第37条（キャバレー等の避難通路）を除き前条までの規定が準用される旨を規定したものである。（標識も含む。）
- 2 「一時的に」とは、本来の用途に使用することを一旦停止して、限られた時間だけ他の用途に使用し、その後は再び本来の用途に使用することが明らかな場合をいう。
つまり、主要用途が他に存し、一時的に劇場等の用途に使用される防火対象物は、主要用途としての劇場等ではない。しかし、このような防火対象物についても、劇場等の用途に使用されている間は避難管理の必要性は本来の劇場等と異なるところはなく、むしろ、これらに比して、避難施設等の整備が不十分な場合が多いので本条の規定については同様の制限を加えているものである。
- 3 本条は、いわゆる仮設建築物たる劇場等について規定したものではない。本条の防火対象物が他に本来の用途を有しているものであるのに対し、仮設建築物たる劇場等は他に用途を有しないから劇場等自体にほかならず第35条等の規制による。

第5章の2 屋外催しに係る防火管理

- 1 本章は、平成25年8月に京都府福知山市の福知山花火大会において、会場内の露店で使用していた発電機及びガソリンの不適切な取扱いに起因して、死者3人、負傷者56人の被害を伴う火災が発生した教訓を踏まえ、屋外での大規模な催しにおける火災予防対策の充実・強化を目的として、平成26年12月に新設されたものである。
- 2 花火大会など多数の者の集合する催しのうち、屋外での大規模な催しについては、当該会場に多数の人が集合し雑踏が生じることで、火災発生時に消火、避難等が困難となり、被害を拡大させるおそれがある。また、対象火気器具等を使用する多くの露店等の出店も想定されることから、これらの周囲において火災が発生した場合に、人命又は財産に重大な被害を招くおそれがある。したがって、この様な屋外での大規模な催しを主催する者に対し、その責任と役割の明確化等必要な防火管理体制の構築を義務付けたものである。
- 3 本章の規制の対象は、多数の者の集合する催しのうち、屋外における大規模な催しに限定している。

これは、屋内（防火対象物内）における催しにあっては、興行場等の多数の者が出入りする防火対象物について法第8条に基づく防火管理者の選任、消防計画の作成、当該計画に基づく防火管理上必要な業務を行うことが義務付けられているためである。

(指定催しの指定)

第42条の2 消防署長は、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして規則で定める要件に該当するもので、対象火気器具等（政令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。

2 消防署長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあったときは、この限りでない。

3 消防署長は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知しなければならない。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、消防署長が、屋外における多数の者の集合する催しのうち、大規模なものとして予防規則で定める要件に該当し、かつ、火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあるものを指定催しとして指定することを規定している。
- 2 第1項本文に規定する「規則で定める要件」は、予防規則第13条の2において「1日当たり10万人以上の者が集合し、かつ、当該催しに際して100以上の露店、屋台その他これらに類するもの（以下「露店等」という。）の開設が行われることが見込まれるもの」として規定されている。
 - (1) 10万人以上の者の集合が「見込まれる」とは、当該催しを主催する者による事前の人出予想であり、複数の日にわたって開催される場合は、人出予想が最大となる日の予想人員となる。
 - (2) 露店等の数には、対象火気器具等を使用しない露店等もふくまれるものである。

なお、当該催しに際して、屋外と屋内それぞれに露店等が出店される場合の屋内における露店等の数は、含まれないものである。
- 3 「人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるもの」とは、対象火気器具等を使用する多数の露店等が出店し、かつ、その周囲において雑踏が発生することにより、火災が発生した場合に容易に避難ができないこと、初期消火を実施しなければ延焼の拡大のおそれが大きいこと、消防隊の進入が困難であるため主催者等による初期消火が不可欠であること等の状況を踏まえ、総合的に判断するものである。したがって、当該露店等の周囲に雑踏が発生しないことが明らかである場合は、該当しないものである。
- 4 第2項の規定は、第1項の規定による指定をする際の意見の機会の付与に関して定めている。本指定行為は、浜松市行政手続条例（平成8年浜松市条例第69号。以下「手続条例」という。）第2条第5号に規定する不利益処分に該当するものであり、同条例に基づく意見陳述のための手

続（弁明の機会の付与）が必要となる。

しかし、第2項で定める意見の機会の付与に関する規定が、手続条例第1条第2項に規定する「他の条例に特別の定めがある場合」に該当することとなるため、意見陳述のための手続に関しては、本規定によるところとなる。（意見の機会の付与に関しては、手続条例第3節の弁明の機会の付与に関する規定に準じるものである。）

なお、ただし書の規定により指定の求めがあった場合には、意見の機会の付与に係る手続は省略できるものである。

5 第3項に規定する指定をした旨の通知については、第2項の規定による意見の内容等を審査した結果、指定を決定した場合に当該指定の存否等を明確なものとするため書面により行われることを規定したものである。

(指定催しの防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の規定による指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該防火担当者に、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の規定による指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）、次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

- (1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
- (2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
- (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第45条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
- (4) 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。
- (5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。

2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の規定による指定を受けた場合にあっては、消防署長が定める日までに）、前項の規定による計画を消防署長に提出しなければならない。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、指定催し（条例第42条の2第1項の規定により指定を受けた屋外での催し）を主催する者が実施しなければならない事項を規定したものである。
- 2 第1項は、指定催しを主催する者の義務として、防火担当者の選任並びに火災予防上必要な業務に関する計画（以下「火災予防業務計画」という。）の作成及び当該計画に基づく業務の実施について規定している。
 - (1) 「防火担当者」については、資格要件はないが、当該催しにおける火災予防上必要な業務に関し必要な指示等を行うことができる立場の者を選任すること。
なお、当該指定催しを主催する団体等の代表者が自ら防火担当者になることは、差支えない。
 - (2) 第1号から第5号までに掲げる火災予防上必要な業務は、あらかじめ火災予防業務計画において最低限、定めておく必要がある事項を示したものである。したがって、当該計画の作成に当たっては、当該指定催しの実態等に応じて必要とされる業務を第6号として個別に検討し、実効性のある計画とすることが必要である。
- 3 第2項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画の提出期限は、消防署長が当該指定催しの概要を把握し、提出される計画の内容について必要に応じて是正を求める必要がある場合等を考慮して設定したものである。
また、複数の者が共同して主催する指定催しの場合にあっては、火災予防上必要な業務に関する計画の内容が一体的な防火管理体制の樹立となるように、一の計画を共同して作成することが

望ましい。

なお、括弧書に規定する「消防署長が定める日」については、指定催しの火災の危険性、当該催しに係る開催体制や事務負担等の実態を踏まえ、個別に判断する必要がある。